

令和7年度特定随意契約一覧

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|---|---------------------------|-------------|---------|--------------------|--|-------------------------------|
| R7.4.30 | 令和7年度広報ラジオ番組「空撃！サッポロロッター」制作放送等業務 | 株式会社アド・ビューロー岩泉 | 1,299,980 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | テレビ・ラジオを通じて市民が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R7.4.30 | 令和7年度広報ラジオ番組「GrooveSAPP-RO」制作放送等業務 | 株式会社アド・ビューロー岩泉 | 1,299,980 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | テレビ・ラジオを通じて市民が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R7.4.23 | 情報誌「poroco」を活用した「スポーツのチカラ」まちのミライ」プロジェクトの記事広告掲載等業務 | 株式会社えんれいしゃ | 3,564,000 | R7.4.9 | R7.4.9 ~ R8.3.31 | 本業務において情報発信媒体として選定した「poroco(以下、同誌という)」は、株式会社えんれいしゃが発行する情報誌です。 同誌の中心読者層の特徴は、札幌に居住する25～49歳の女性で、札幌居住者の割合が78%であることは、北海道内で発行されているタウン誌の中では最も高く、また読者層の83%がInstagramを活用しているという特徴があります。 本市が目指す、多様な主体が連携して取り組む持続可能で魅力あるまちづくりの機運を醸成し、広く波及させるという本業務の目的達成にあたり、札幌の街の魅力やライフスタイルに高い関心を持つ若年～中年層の女性をターゲットとすることで、読者自身への訴求に留まらず、SNSや口コミ等を通じた情報の拡散も期待できるため、同誌に記事広告を掲載することが最も効果的であると考えます。 同誌への記事掲載ができるのは、発行者である株式会社えんれいしゃに限られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者との特定随意契約とします。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総) 広報部広報課 011-211-2036 |
| R7.4.30 | 札幌市コールセンター増席対応業務(戸籍への氏名の振り仮名記載) | リンケージサービス株式会社 | 14,229,160 | R7.4.24 | R7.4.24 ~ R7.10.31 | 戸籍法改正及び戸籍に記載する振り仮名を記載した通知書の発送に伴う問い合わせ対応については、各区戸籍住民課の事務負担を軽減するため、コールセンターを開設して問い合わせ対応の体制を整備する必要があります。 体制の整備にあたっては、通知書発送直後に急増が見込まれる問い合わせの他、令和8年5月頃まで恒常的に一定数の問い合わせが見込まれることから、これらに対応できるよう整備する必要があります。 札幌市コールセンターで体制を整備した場合、通知書発送直後に急増が見込まれる問い合わせについては期間を定めてオペレーション席を増席して対応することができ、専用コールセンターを新規開設するよりもインシヤルコストが削減できる。 また、契約期間終了後は通常の戸籍住民課関連の問い合わせと同様に平常業務として対応することで恒常的な対応が可能となり、引き続き各区戸籍住民課の事務負担が軽減される。 以上の通り、「札幌市コールセンター運営業務」を受託している左記事業者が本業務を委託することは、他の事業者に委託することと比較し、経費の節減が確保でき、各区戸籍住民課の事務負担も軽減できるため、競争に付すよりも有利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 庁) 住民情報課 011-211-2296 |
| R7.4.30 | 札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務(令和7年度上期) | 札幌総合情報センター株式会社 | 86,900,000 | R7.4.4 | R7.4.4 ~ R7.9.30 | 本業務は、インターネットを始めとした本市デジタル環境について、より効果的にDXを推進し、現在および将来進める各プロジェクトを円滑に運営するためのプロジェクトマネジメント支援を行う業務である。 履行にあたってはインターネットをはじめとしたネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できる知識や技術が不可欠である。 左記事業者は本市デジタル環境の基盤となるネットワーク、システムの運用保守業務である「札幌市業務ネットワーク及びサービス運用保守業務(インターネット接続及び公式IP、モバイルワーク環境、グループウェア等の運用保守)」を受注しており、本市デジタル環境を熟知し、総合的な判断でプロジェクトマネジメント支援を行えるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者がこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 庁) 情報、システム調整課 011-826-6479 |
| R7.4.16 | 基幹系システムの標準化移行支援業務(令和7年度) | 札幌総合情報センター株式会社 | 275,610,500 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | 本業務では、基幹系情報システムに関する自治体システム標準化(以下、「標準化」という。)に係る計画・移行支援等を実施する。 本市は、標準化にむけて令和6年度より、札幌総合情報センター株式会社(以下、SNET)と「基幹系情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」を締結し、標準仕様で標準化したシステムを構築している。 標準化に係る移行作業を、国が定めた期限までに完遂するためには、標準仕様で標準化したシステムを構築するSNETが移行までを見据えて一体的にマネジメントすることが不可欠である。 仮に本業務をSNET以外が受託した場合、調査・各種方針の策定や移行に対してSNETのマネジメントが及ばないこととなり、標準化の遂行に著しく支障を生ずるおそれがあるため、国から示された期限までに標準化を完遂することが困難である。そのため、本業務の受託者としては「基幹系情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」を締結するSNET以外にない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号) | 庁) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R7.4.16 | 大通西2丁目ビル設備運転保守管理業務 | 株式会社和幸 | 8,606,400 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | 本業務は、大通西2丁目ビル内外の関係諸設備の定期点検及び保守管理を行うものである。本業務のようなビル設備運転保守管理業務を履行するには建物の仕様を熟知するとともに、安定的な役務の提供を確保することが必要不可欠とされている。しかし、本業務は単年度契約であるため、新規事業者が複数年度に渡る契約に伴う安定的な役務の提供は困難である。 当該事業者は、本業務を従来から受託しており、建物の仕様などを熟知しているとともに複数年度に渡り安定的な役務を提供した実績もあることから当該事業者以外にこれを履行できる事業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 庁) 情報、システム管理課 011-826-6713 |
| R7.4.30 | グリーントランスフォーメーション推進室カラー高速複合機保守業務(単備契約) | 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 | 2,591,429 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | 本業務は、令和6年4月1日に借受を開始した富士フイルムビジネスイノベーション(株)(旧社名:富士ゼロックス(株))製の複合機の保守業務である。同社製の機種を修理するには、保守業務を含めた特約店契約を締結している必要があるが、現在札幌市内に保守業務を含む特約店契約をしている業者は存在せず、左記事業者以外で、保守業務を行える事業者は存在しない。また、仮に、左記事業者以外で保守業務を含む特約店契約をしていない事業者が富士フイルムビジネスイノベーション(株)製の機種を修理した場合は、本市による改造とみなされ、その後の修理を同社に依頼することができなくなる。以上の理由により、本業務を委託できるのは左記事業者に特定されるため、本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特定随意契約により実施することとし、相手方を左記事業者に選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政) 政策企画部企画課 011-211-2192 |

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額（円） | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。） | 担当課 |
|-----------|--|-----------------------|------------|-----------|-----------------------|--|------------------------------|
| R7. 4. 30 | 景観形成基準等の解説本作成等支援業務 | 歴史地域未来創造株式会社やまち | 8,965,000 | R7. 4. 15 | R7. 4. 15 ～ R8. 3. 20 | 本業務は景観法のみならず、建築基準法や都市計画法、屋外広告物法などの各種法令等に対する専門的な知識を有し、これらを総合的に検討する高度な技術力及び幅広い経験が必要となることなどから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に該当すると判断し、公募型企画競争（プロポーザル方式）による契約候補者の選考を実施した。 左記の者は、「景観形成基準等の解説本作成等支援業務に係る公募型企画競争実施委員会」における審査の結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約（特定）の相手方の候補者とする。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 政）都市計画部都市計画課 011-211-2506 |
| R7. 4. 30 | 令和7年度真駒内駅前地区における景観デザインガイドライン作成業務 | 歴史地域未来創造株式会社やまち | 3,575,000 | R7. 4. 18 | R7. 4. 18 ～ R8. 3. 17 | 本業務は、真駒内駅前地区の土地利用再編の方向性を前提とした良好な景観を誘導するため、令和5年度に実施した「真駒内駅前地区における景観配慮の手法例検討業務（以下「検討業務」という。）」において示された景観配慮の手法例を基に、前提条件の変化等に合せた手法例の精査及び深度化を図り、その内容をわかりやすく伝える景観デザインガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を作成するものである。本業務は過年度の業務成果を土台として行うものであることから、業務を的確かつ円滑に遂行するためには、同種の業務経験を有するなど、履行に必要なノウハウ等を有するだけでなく、過年度業務実施当初の前提条件及び業務の検討内容を十分に理解することが不可欠であり、併せて、地域特性、真駒内駅前地区全体のまちづくりに係る検討経緯や論点等についても把握する必要がある。 当該ガイドラインは、真駒内駅前地区地区計画等が令和7年3月7日に都市計画決定され、業務に必要な仕様が令和6年度末に整ったところであり、令和8年度に予定されている真駒内駅前地区A街区における開発事業者の募集にあたり、準備を求める要件となることから、令和7年度内に策定する必要がある。これまで、真駒内駅前地区全体のまちづくりの取組は地域の理解を得られるよう関係を深めてきたところであり、取組の一つとなる当該ガイドラインの作成についても、地域の理解が不可欠となっている。当該地区の景観に関しては地域の関心も高く、土地利用再編の計画の詳細が明らかになるにつれて不安の声が高まってきたことから、今後、地域の協力を得ながら同地区のまちづくりの推進を図るためには、地域の声に真摯に向き合う姿勢を示すべく、早期に案を提示し、理解を深めてもらうとともに、十分に意見を聴くための期間が必要である。 その意見の反映検討の期間も考慮すると夏頃には案の提示が必要であり、極めて短期間で案を作成する必要がある。ガイドラインの当初案（概要）の作成には、前提条件の整理・把握をはじめとする諸条件を十分踏まえた検討が必要であることから、本業務を的確かつ確実に履行できるのは過年度の検討業務を行った当該事業者において他にいない。 以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると判断し、随意契約（特定）により調達することとした。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 政）都市計画部都市計画課 011-211-2506 |
| R7. 4. 30 | 令和7年度カーリング普及促進業務 | （一社）札幌カーリング協会 | 4,752,000 | R7. 4. 1 | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31 | 当該業務の実施には、利用者と施設設備の安全管理及び利用者の競技力向上のため、競技及び施設に関する専門知識を有する指導員の確保が必要である。 一般社団法人札幌カーリング協会は、日本スポーツ協会公認カーリングコーチが多数所属するなど、本業務を遂行するために必要な指導者レベルや人数を有している唯一の団体である。 以上のことから、同協会以外に当該業務を確実に実施できるものがおらず、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R7. 4. 30 | 運動部活動アスリート派遣業務（単備契約） | 一般社団法人A-bank北海道 | 15,840,000 | R7. 4. 2 | R7. 4. 2 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校の運動部活動に専門的な知識技能を有するアスリートを派遣し、顧問教諭の指導知識や指導力の向上、部員の意欲及び競技力の向上を図るものである。 一般社団法人A-bank北海道は、オリンピックやトップチーム等で活躍した道内居住のアスリートを小中学校等の授業・部活動・講演会等に派遣を行い、また、子ども向けのスポーツ教室やイベントを実施している法人である。中学校等の運動部活動に対して年間を通して複数のアスリートを派遣した実績のある団体は同法人が道内において唯一であり、30部活動9競技種目に対して競技実績の高いアスリートを派遣することができるのは同法人の他に無い。 さらに同法人は、市内に事務所を設置していることから学校との連絡調整や緊急時の即時対応が可能である。加えて、所属アスリートのほとんどが札幌市に居住しており、当業務実施において経費面及び業務遂行の確実性を鑑みても適する団体は同法人の他に無い。 以上の事由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づきA-bank北海道との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R7. 4. 30 | どうぎんカーリングスタジアム地中熱交換機保全業務 | ゼネラルヒートポンプ工業株式会社北海道支社 | 1,738,330 | R7. 4. 7 | R7. 4. 7 ～ R7. 9. 30 | 本業務は、どうぎんカーリングスタジアムの地中熱交換機の種類部品を交換するものである。 本業務の対象である地中熱交換機は、メーカー独自の技術が使用されており、メーカー以外に既存設備との互換性を確保しながらの部品交換作業の実施が不可能である。 以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命とする。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R7. 4. 16 | 訪問支援アプリRelayNoteライセンス調達 | 株式会社アイネス | 9,349,560 | R7. 4. 1 | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、生活保護業務に従事する本市職員の業務効率化を図るため、タブレット端末用生活保護訪問支援アプリ「RelayNote」（以下「訪問支援アプリ」という。）のライセンスを調達することを目的としている。 訪問支援アプリは、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っている札幌市生活保護電算システムとのデータ連携を行うことで、想定されている機能を使用できる、専用アプリである。また、この訪問支援アプリは、選定事業者が開発し、著作権を有するものであり、一般に市販されている製品ではない。 よって、選定事業者の他に訪問支援アプリのライセンスを供給することできないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 保）総務部保護課 011-211-2992 |
| R7. 4. 16 | 令和7年度地域福祉推進支援業務 | 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 | 4,026,000 | R7. 4. 1 | R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31 | 本業務は、地区社会福祉協議会の事業実施部門である福祉のまち推進センターの活性化を目的としており、事業の実施に当たっては、地域福祉活動に関する高い専門性やノウハウを持ち、地域の実情を把握している必要がある。 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、本市における地域福祉推進の役割を担う団体として、社会福祉法上に位置づけられた民間の福祉団体であり、区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会を統括している。 また、平成7年度の福祉のまち推進事業の立ち上げから現在に至るまでの活動支援に関わっており、福祉のまち推進センターにおける活動の実態を把握し、地域福祉活動のノウハウを蓄積している。 上記のことから、市社協は、本委託業務を円滑かつ適正に遂行しうる唯一の団体であると判断される。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | 保）地域福祉・生活支援課 011-211-2932 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--|-------------------|-------------|---------|-------------------|---|------------------------------|
| R7.4.16 | 誰も住みやすいあんしんのまちコーディネート業務 | 福)あむ | 3,998,500 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | <p>本業務は、障がいのある方等要配慮者の避難支援に取り組む地域に対して、その地域の取り組みを側面支援するコーディネーターを派遣し、防災に関する支援事例を蓄積することで、誰もが安心して住むことができる地域づくりを行う業務である。</p> <p>実施にあたっては、障がいのある方等要配慮者に対する知識及び支援経験を有するとともに、札幌市内の相談支援事業所や札幌市自立支援協議会各区域部会と協力・連携することが必要とされる。</p> <p>当該法人が本業務を実施する事業所は、札幌市基幹相談支援センター(さっぽろ地域づくりネットワーク・オール)を運営しており、市内唯一の基幹相談センターとして、相談支援事業所の後方支援や地域の関係機関との連携強化を業務として誠実に履行している。</p> <p>本業務についても平成28年度の事業開始当初から受託し、防災に関する支援事例を蓄積しながら確実に履行をしており、今後も履行することが見込まれる。</p> <p>以上ことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められることから、随意契約(特定)が適当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保)地域福祉・生活支援課 011-211-2932 |
| R7.4.16 | 札幌シニア大学運営業務 | 一般社団法人札幌市老人クラブ連合会 | 5,984,990 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | <p>本事業は、老人クラブや町内会など地域活動のリーダー養成を目的としており、当該業務を遂行するに当たっては老人クラブ等が行う地域活動の取組や実態について把握し、地域活動団体とのネットワークを全市規模で保有するなど、地域活動に繋ぐ役割を担う必要があるが、一般社団法人札幌市老人クラブ連合会は、老人クラブに対する研修会や地域活動の実施など、日頃から育成指導や連絡調整を行うなどこの役割を果たしている。</p> <p>また、当該法人は、老人クラブ活動の育成・支援を通じて、地区ごとの老人クラブを束ねるなど地域活動団体と繋がりを有するとともに、長年に渡って当該業務を担っており、当該大学の卒業生とも関わりをもち地域活動を支援している実績がある。</p> <p>上記の理由から、当該業務を確実に実施できる者は当該法人を以て他にはなく、競争入札に不適当なため、当該法人との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保)高齢福祉課 011-211-2976 |
| R7.4.23 | 健康アプリに係るPMO支援業務 | グラフィス・アーキテクト株式会社 | 67,100,000 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | <p>本件業務は、令和8年度に本格運用を開始する(仮称)健康アプリ等の開発におけるプロジェクト管理全般を行うものである。</p> <p>令和7年度には、市民モニターによるテスト運用(以下「モニター運用」という。)を実施し、利用者目線でのフィードバックを得て、アプリ等関連システムの品質向上を図ることとしており、この活動を令和8年4月の本格運用までに完遂するためには、アプリ等の要件、設計の内容を熟知していることはもとより、当該活動が札幌市基幹系ネットワーク、イントラネット、インターネット上に構築したシステム群に影響を及ぼすことのないよう、本市のネットワーク構成や情報セキュリティに対する深い理解と、プロジェクト管理の分野に関する十分なノウハウが必要不可欠である。</p> <p>左記事業者は、本市の「情報政策技術支援業務(総合評価型一般競争入札)」を受託し、本市が行う情報システムの新規開発、改修案件等に対して技術的、専門的な観点から助言等を行ってきた実績に加え、「札幌市高齢者向け健康ポイントアプリ等の要件定義業務(企画提案型入札)」「札幌市高齢者健康ポイントアプリ等の構築に係るPMO支援業務」の履行実績も有していることから、アプリ等関連システムの要件分析に対する深い理解がある。</p> <p>以上より、本契約に求められる条件を全て満たし、適切かつ確実に本業務を履行することが可能と見込まれる事業者は、左記事業者をもって他にない。</p> <p>ついでに、競争入札に不適当なことから、当該事業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)</p> | 保)高齢福祉課 011-211-2674 |
| R7.4.23 | 健康アプリ及び事務局システムに係る運用・保守業務 | 株式会社日立製作所 | 262,377,500 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R12.3.31 | <p>本業務は、「高齢者向け健康ポイントアプリ等に係る設計・開発業務」により開発したアプリ及び事務局システム(以下「本システム」という。)について安定的な稼働を維持するため、運用・保守を行うものである。</p> <p>本システムは、当該業者が開発したものであり、保守業務を行うにあたり、ネットワーク環境、機器やプログラムの構成に関する総合的かつ専門的知識・技術が必要となるが、これらはシステム開発業者のみが有しているものである。当該業者以外から調達した場合、迅速かつ適正な対応が行えないことに加え、円滑な業務の遂行に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、当該業者以外に本業務を履行できる業者はない。</p> <p>したがって、契約の性質が競争入札に不適当なことから、当該業者と特定随意契約を締結する。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)</p> | 保)高齢福祉課 011-211-2976 |
| R7.4.23 | 札幌市敬老優待乗車証、障がい者交通費助成対象者及びICカード管理システム改修業務 | 株式会社日立製作所 | 78,408,000 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | <p>対象者管理システムの開発及びそれ以降の運用保守業務は長年、当該事業者が担っており、関連システムの構成やネットワーク環境についても深い知識や理解を有している。</p> <p>対象者管理システムでは個人情報や敬老ICカードの利用状況を管理するデータを保持・管理していることに加え、SAPICA共通利用センターとの間で交通利用の実績やICカード情報等のデータ連携を行っている。</p> <p>今回の目的を達成(敬老優待乗車証の制度変更に対応)するためのシステム改修を行うにあたって、対象者管理システムで保持・管理するデータは、個人情報が含まれていることから取り扱いについて慎重を期す必要があること、また、SAPICA共通利用センター側では敬老ICカード以外のデータ(通常SAPICA等)も扱っていることからシステム構成も複雑で、本件のシステム改修がSAPICA共通利用センター側のシステムに何らかの悪影響を与えることはあつてはならないこともあり、長年の知識やノウハウを持つ左記事業者以外には、本件のシステム改修を実施できる事業者は無い。</p> <p>以上より、本業務の最も適切かつ確実な履行が可能と見込まれる事業者として、左記事業者と特定随意契約により調達する。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)</p> | 保)高齢福祉課 011-211-2976 |
| R7.4.23 | 札幌市介護保険制度主治医意見書記載内容等支援事業 | 一般社団法人 札幌市医師会 | 30,913,000 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | <p>介護保険制度における主治医意見書は、医師のみが作成できるものであり、記載内容の確認や指摘、助言等は医師にしか行うことができない。また、本件業務は年間約81,500件の主治医意見書の確認等が必要であり、これを審査会開催前に遅滞なく適切に行うには、相応の人員体制が必要となる。</p> <p>一般社団法人札幌市医師会は、札幌市内の開業医、勤務医を会員とする職能団体である。約4,000人の会員が所属しており、医師及び医療機関等と十分な連絡調整を図りながら、本件業務を確実に効果的に実施することができる人員等の体制が整備されている唯一の法人である。</p> <p>以上ことから、当該法人を参加者として選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保)保健福祉部介護保険課 011-211-2547 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|--|-----------------|-------------|---------|------------------|--|-------------------------------|
| R7.4.30 | 札幌市国民健康保険特定健康診査業務(集団方式)、札幌市後期高齢者健康診査業務(集団方式)(単備契約) | 公益財団法人 北海道結核予防会 | 143,994,789 | R7.4.17 | R7.5.1 ~ R8.3.31 | 住民集団健康診査は、昭和33年の結核住民検診の開始以降、市民の利便性や総合的な健康診査体制の構築を図るため、肺がん検診及びすこやか健診(平成20年度から特定健康診査)、肝炎ウイルス検査を内容とし、一体的に実施してきたところである。 住民集団健康診査において実施する肺がん検診等については、ウェルネス推進部及び保健所が特定随意契約により、公益財団法人北海道結核予防会(以下「結核予防会」という。)を相手方として指名することが決定しており、健診会場での健診・検査の流れを考慮すると、札幌市国民健康保険特定健康診査及び札幌市後期高齢者健康診査を効率的かつ確実に実施できるのは結核予防会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944 |
| R7.4.16 | 札幌市がん検診(個別方式)(単備契約) | 一般社団法人札幌市医師会 | 891,052,062 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | 札幌市がん検診等の実施にあたり、市民が身近な医療機関で受診ができる利便性の高い環境を整備する必要があるため、市内全域に渡って十分な数の医療機関が検診・検査機関として参加してもらうことが求められるものである。 札幌市は市内に1,500を超える医療機関があり市と各医療機関が個別に委託契約を締結する形態は非効率であるところ、札幌市医師会は市内1,000を超える医療機関が登録しており、また、市においては、医学的知見に基づき、検診・検査実施機関としての適格性を審査することも極めて困難であるため、市内の大多数の医療機関を統括し、代表する立場にあり、医学の専門家である医師による団体である一般社団法人札幌市医師会(以下「医師会」という。)を窓口とし、一括して特定随意契約を結ぶことが適当であるものと判断される。 また、医師会は、これまでも、当該業務を誠実かつ円滑に履行しており、受託先としての適格性を有しているものと認められる。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) ウェルネス推進課 011-211-3513 |
| R7.4.16 | 札幌市がん検診(集団方式、一括方式等)(単備契約) | 公益財団法人北海道対がん協会 | 257,371,853 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | 公益財団法人 北海道対がん協会(以下「対がん協会」という。)は、がん検診の専門機関であることから、集団検診に必要な不可欠な検診車や医療スタッフが十分に整備されている。 本市のような大都市において集団検診を実施する場合は、市内の地区会館等を限らず巡回して、年間を通して数万件規模となる検診に対応できる体制を整備する必要がある。 職場検診など限定された区域・人に対する健康診査や検診を実施している企業や団体はあるものの、札幌市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する地域の「がん検診」の集団検診を一手に引き受けられることが可能な企業や団体は、対がん協会の他にない。 また、対がん協会は、札幌市を含めた自治体の集団検診を円滑で安価に実施することを目的の一つとして設立された団体でもある。 さらに、対がん協会は、これまでも検診業務のほか、区保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等検診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行している。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) ウェルネス推進課 011-211-3513 |
| R7.4.16 | 札幌市肺がん検診等業務(単備契約) | 公益財団法人 北海道結核予防会 | 16,652,987 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | 住民集団健康診査は、昭和53年から実施してきた結核住民検診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業(平成21年度をもって廃止)、平成4年度からすこやか健診(平成20年度から特定健康診査に変更)、平成9年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することにより内容の充実を図ってきた経緯がある。 国の実施要領において肺がん検診は、原則として結核住民検診で撮影又はこれに準じて撮影した画像を活用して読影を実施することとし、併せて経年変化を観察すべき旨が定められていることから、令和6年度の結核住民検診は、公益財団法人 北海道結核予防会(以下「結核予防会」という。)に委託している。 以上の理由により、令和7年度の肺がん検診及び住民集団健康診査事業については、業務の性質上、競争入札には適さないため、結核予防会と特定随意契約を結ぶものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) ウェルネス推進課 011-211-3513 |
| R7.4.16 | 令和7年度乳がん・子宮がん・胃がん検診等適正運営・普及啓発事業 | 一般社団法人札幌市医師会 | 6,501,000 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | (1) 当該団体は、開業医、勤務医を会員とする医師の団体であり、本事業の実施に協力が必要となる医療機関及び医師と十分な連絡調整を図りながら、本事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体である。 (2) 本事業は、乳がん・子宮がん・胃がん検診など医学的専門知識を有する人材(講師)を必要とするが、当該団体ではこれらの人材を十分に確保することができる。 (3) 本市内の医療機関の開業医・勤務医の多くが当該団体の会員であり、その医学的専門知識、ネットワークを活かした普及啓発事業を行うことができる。 (4) がん検診や特定健康診査など、本市からの受託業務を適正に履行している。 (5) これまでも各種事業において本市と十分連携を図ってきており、本事業を遂行するにあっても、本市との連携・調整が確実に行うことができる。 以上の理由により、本事業の実施主体として当該団体が最も適任であり、当該団体以外の団体が実施することは困難であるものと認められることから、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) ウェルネス推進課 011-211-3513 |
| R7.4.16 | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(低栄養ハイリスク対策)関連業務 | 公益社団法人北海道栄養士会 | 6,164,972 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | 本事業は、低栄養のハイリスク者を対象に、管理栄養士・栄養士が電話や訪問による栄養指導を実施するとともに、栄養口腔フレイル講座に管理栄養士・栄養士を派遣し、参加者を対象に栄養指導を実施するものである。実施にあたっては、厚生労働省が定める「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」に基づくこととされており、低栄養のリスクがある高齢者を対象に、身近な地域や在宅において支援を受けることができる環境を整備し、事業の実施・運営等を適切に実施できる栄養士会等の関係団体に委託することができることとされている。当該法人は、管理栄養士・栄養士の派遣し栄養指導を行うことなどができ、本業務を履行可能な唯一の団体である。なお、当該法人は、令和6年10月から本事業を受託しており、適切な事業運営を行っており、道内市町村や地域住民からの依頼に対し、管理栄養士・栄養士を派遣し栄養指導を行うなどの実績がある。以上のことから、当該法人を参加者として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) ウェルネス推進課 011-211-3516 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|---|-------------------------|------------|---------|------------------|---|--------------------------------|
| R7.4.30 | 働く世代のがん患者への支援事業 | 独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター | 2,500,000 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | <p>本事業は札幌市に在住の、新規就労を希望するがん患者に対し、市内のがん診療連携拠点病院及び北海道がん診療連携指定病院に設置する相談支援センター(以下「相談支援センター」という)を窓口とし、ハローワークと連携した就労支援を行うものである。</p> <p>本事業の実施に当たっては、がん治療に関する専門的な知識や就労支援に関する専門的な知識を有すること、市内の各相談支援センター及びハローワークと連携できる体制が必要である。</p> <p>当該業者は、北海道においてがん治療の中心的な役割を担う病院であることから、がん治療に関する専門的な知識を持つことに加え、就労支援に関する専門的な知識、他の相談支援センター及びハローワークとの連携体制を持つ唯一の病院である。</p> <p>このことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保) ウェルネス推進課 011-211-3513 |
| R7.4.16 | 札幌市結核接触者健康診断事業(単価契約) | 一般社団法人 札幌市医師会 | 7,855,685 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | <p>一般社団法人札幌市医師会は、市内全域に会員(医療機関)を多数有しており、本市でこのような体制を有する組織は他にない。市民が多数の医療機関を利用できるという点で利便性が高く、集団的な健診を実施することができる会員を有している。</p> <p>また、一般社団法人札幌市医師会は、過去の委託業務遂行状況についても非常に良好である。</p> <p>以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199 |
| R7.4.16 | 結核住民健診及び日本語学校生徒等健診業務(単価契約) | 公益財団法人 北海道結核予防会 | 14,513,856 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | <p>住民集団健康診査は、昭和33年から実施してきた結核住民健診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業(平成21年度をもって廃止)、平成4年度からすこやか健診(平成20年度から特定健康診査に変更)、平成9年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することによって内容の充実を図ってきた経緯がある。</p> <p>公益財団法人北海道結核予防会は、結核住民健診業務について、上記健診との一体的な実施に対応できる唯一の法人である。また、令和7年度においても引き続き札幌市の住民集団健康診査を委託する予定であり、健診会場における結核住民健診業務を効率的かつ確実に実施するために、当該法人を選定することが適当である。</p> <p>それに加え、当該法人は、諸外国の結核情勢に係る知識が豊富であり、結核高まん延国出身者も在籍する日本語学校生徒等へ適切な対応が可能である。</p> <p>なお、当該機関は従前から継続して本業務を受託し、確実に履行していることから、受託先としての適格性を有しているものと認められる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199 |
| R7.4.16 | 結核住民健診業務(単価契約) | 公益財団法人北海道対がん協会 | 11,678,016 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | <p>公益財団法人 北海道対がん協会(以下「対がん協会」という)は、健診の専門機関であることから、健診に必要な不可欠な健診車や医療スタッフが十分に整備されている。</p> <p>本市における結核住民健診は、肺がん検診等と一体的に実施することで内容の充実や市民の利便性を高めてきた経緯がある。本市のような大都市において集団健診を実施する場合は、市内の地区会館等を限らず巡回して、年間を通して万単位の健診に対応できる体制を整備する必要がある。</p> <p>企業の職場健診など限定された区域・人に対する健康診査の集団健診を実施している民間の健診機関は他にもあるが、札幌市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する地域の集団健診を一手に引き受けることが可能な機関は、対がん協会を以て存在せず、また、対がん協会は、札幌市を含めた自治体の集団及び一括健診を円滑で安価に実施することを目的の一つとして設立された団体でもある。</p> <p>また、対がん協会は、これまでも健診業務のほか、区保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等、健診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行している。</p> <p>以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199 |
| R7.4.23 | 令和7年度HIV・梅毒検査、相談事業運営業務 | 社会福祉法人はばたき福祉事業団 | 11,000,000 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | <p>厚生労働大臣が定める「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」において都道府県は、保健所における無料匿名のHIV検査・相談の実施が求められており、利便性の高い場所や夜間休日等の時間帯へ配慮することが重要とされている。上記を踏まえ本業務は、場所の利便性を考慮した各保健センターにおける平日検査、時間帯の利便性を考慮した夜間・休日検査と並行して行うものであり、匿名性の高さを確保した検査体制を特色としている。このため、本業務においては、会場内で受検者同士が顔を合わせることはないよう検査運営が可能な検査場所の確保、検査業務に精通した医師・看護師・カウンセラー等の人員の確保、HIV検査の結果に応じたカウンセリングやHIV診療拠点病院をはじめとする医療機関との連携体制の確保、の3点を確実に満たしたうえで実施されることを要する。</p> <p>社会福祉法人はばたき福祉事業団は、HIV/エイズに精通し、HIV陽性者及びエイズ患者への対応についての十分な経験や技能があり、エイズ治療拠点病院である北海道大学病院とも協力体制を構築し、医療との円滑な連携を図ることができる。また、当該法人は、受付から検査終了後の退室まで、一貫して高い匿名性を確保するための構造を有した検査場所を確保しており、本業務における上記の要件をすべて満たす市内唯一の法人と考えられる。</p> <p>以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199 |
| R7.4.16 | 2025年度札幌市新生児マスキング検査業務(単価契約) | 一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター | 42,240,000 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | <p>一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター(以下「道薬剤師会検査センター」という)は札幌市内において、乾燥ろ紙血液を検体とし、新生児マスキングの対象となっている全疾患の疑いを指摘するために必要な検査を実施している唯一の民間検査機関である。また、北海道が平成14年度以降、道薬剤師会検査センターに新生児マスキングを委託し、以後、毎年特定随意契約により委託を行っており、道薬剤師会検査センターが当該検査業務に精通している。加えて、北海道と委託先を共通化することにより、将来的にスケールメリットの効果を期待できる。以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる業者は他にないため、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 保) 衛生研究所保健科学課 011-841-2341 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|---|-----------------|------------|---------|-------------------|---|------------------------------|
| R7.4.16 | 令和7年度プレーパーク普及啓発・活動支援業務 | 公益財団法人札幌市公園緑化協会 | 4,488,000 | R7.4.7 | R7.4.7 ~ R8.3.31 | <p>本業務は、プレーパークの普及啓発及び市民等で構成するプレーパーク実施団体への活動支援を行うものであるが、以下4つの要件が求められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 プレーパークに関する専門的な知識及び当該業務に関する豊富な経験やノウハウを有し、地域住民等がプレーパークを開催する際に活動の支援ができること。 2 本市におけるプレーパークは、主に公園で実施されていることから、公園利用の手続や公園の管理運営状況を熟知していること。 3 本業務の受託者は、担い手発掘から育成までを総合的に企画・運営でき、効果的に業務目的を達成できる者であること。 4 プレーパーク実施団体に寄り添った相談対応やきめ細かい活動支援ができること。 <p>(公財)札幌市公園緑化協会は、本事業開始当初の平成23年度から継続して業務を担っており、プレーパークに関する深い専門的知識を有しているとともに、けがや事故の予見、安全管理に関する実施団体への活動支援の実績・経験を積んできた事業者である。</p> <p>また、札幌市内で指定管理制度が導入されている公園や緑地の約6割の施設で指定管理者として運営管理を行っていることから、公園に関する法令や管理運営状況を熟知している。</p> <p>管理する公園では、近隣住民で構成されるボランティア団体を立ち上げるなど、新たな担い手となろうる人材との人脈づくりを連綿と行ってきたほか、きめ細かい活動支援や、自主事業によるプレーパーク実施団体向けの講座等を通じて、既存団体やプレーリーダーと強固な信頼関係とネットワークを築き、各団体の活動を軌道に乗せてきた。</p> <p>担い手発掘から育成までには複数年を要するが、上記のように継続的に人的つながりを構築し、既存団体やプレーリーダーと一体となって効果的に業務目的を達成できる団体は当協会以外にはなく、余人をもって代えがたいものである。</p> <p>当該団体以外に本業務の要件を全て満たす団体は存在しないことから、本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約(特定)とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 子)子どもの権利推進課 011-211-2942 |
| R7.4.16 | 夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査業務(月額契約) | 社会福祉法人 常徳会 | 4,065,600 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | <ol style="list-style-type: none"> 1 契約の相手方とする事業者(業種)について 「児童家庭支援センター」(児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第44条の2第1項)は、原則として児童養護施設等に附置されており、地域の児童の福祉に関する各般の問題について、専門的な知識及び技術を要する相談に応じることを通じて児童やその家庭の福祉に関する高い見識と実践を蓄積していることから、単に児童福祉施設を営む事業者と比べ、相談に応じる機能が本来的な業務として付加されており、児童虐待通告等に関する介入においても対応力を発揮できると考えられる。 加えて、本業務の遂行に当たっては、介入後に一時保護等の対応が必要になる場合があり、その点においても、児童家庭支援センターは、児童養護施設等に附置されていることから円滑な連携が期待されるため、児童家庭支援センターを運営する法人を契約の相手方とする。 2 相手方を1者に特定した理由について 本業務は、札幌市内に居住する児童を対象とするものであることから、選定する児童家庭支援センターについては、札幌市内にその本拠を置いていることが必要であり、条件を満たす児童家庭支援センターは6か所あるが、選定予定の事業者を除く5者からは、本業務について受託しない意思が示されている。大きく体制変更が見込まれた場合には再検討とするが、今年度5者の体制変更はなかった。 選定予定の1者は、平成20年度から本業務の受託者であり、業務の履行実績がある。 以上から、契約の相手方が特定の者に限定され、競争性を考慮する必要がないと認められるため、見積参加者として決定する。 <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 子)児童相談所地域連携課 011-622-8645 |
| R7.4.16 | 令和7年度「札幌市商店街応援派遣事業」運営業務 | 札幌市商店街振興組合連合会 | 17,875,000 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R8.3.31 | <p>本業務では、各商店街の課題と登録された応援隊員をマッチングし派遣する業務、商店街のニーズを踏まえた応援隊員を追加登録する応援隊員募集・登録業務、並びに本事業の利用促進を目的とした商店街への分かりやすい情報を発信するプロモーション業務の実施を求めています。</p> <p>これらの業務を実施するためには、商店街との良好な関係性やネットワークを有していることに加え、マッチング業務においては、商店街や応援隊員の事情や特性の把握、応援隊員募集・登録業務においては、商店街が求めている応援隊員のニーズ把握、プロモーション業務においては、派遣事例の把握や商店街に対する情報発信の知見が必要となります。</p> <p>札幌市商店街振興組合連合会は、昭和42年の設立(法人化)以降、市内商店街の発展と地位向上を目的として、経営基盤の弱い中小小売商業の振興・育成を図るとともに、商店街が地域生活文化の交流拠点として社会的役割を果たすよう指導・助言する組織として、法人の設立指導やまちづくり活動に対する助言などを行う、商店街振興組合法に基づく市内唯一の指導機関であり、非会員商店街に対する研修事業も実施する等、社会的・公共的役割を担う団体です。</p> <p>同連合会は、これまでの取組を通じて、市内全域の商店街の情勢に精通している上、商店街とのネットワークを有しており、また、商店街への指導・助言に関するノウハウや実績があることから、商店街からの信頼が厚い団体です。加えて、同連合会は「令和5年度商店街応援派遣事業に係るマッチング窓口運営業務」を受託したことにより、本業務の大きな比重を占めるマッチング業務における実績があるほか、応援隊員募集・登録業務に必要な商店街のニーズや、プロモーション業務で利用する商店街への派遣事例をすでに把握しております。</p> <p>以上のことから、本業務の履行にあたって必要不可欠な知見や能力、実績を有し、本業務を円滑に実施することができる唯一の団体である札幌市商店街振興組合連合会を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約の委託先として選定いたします。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 経)商業・経営支援課 011-211-2372 |
| R7.4.30 | シニアワーキングさっぽろ2025開催業務 | 株式会社北海道アルバイト情報社 | 20,975,900 | R7.4.14 | R7.4.14 ~ R8.3.19 | <p>本事業は、人事・採用担当者向けセミナー及び体験付き仕事説明会を行うものであり、高度かつ専門的な業務であることから、受託事業者の選定にあたっては、実施体制や運営、周知広報等について総合的な実施案を提出させ、最も効果的かつ効率的な遂行が期待できる企画案を提示した業者を選定の上、契約事務を進める企画提案方式を採用。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 経)雇用労働課 011-211-2278 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|---|-------------------------|-------------|---------|-------------------|--|-------------------------------|
| R7.4.16 | 令和7年度道路台帳図用地番図データ整備等業務 | 株式会社ティー・ユー・シー | 3,278,000 | R7.4.7 | R7.4.7 ~ R7.4.23 | 本業務は、財政局において作成している地番図データを基に、道路台帳図用地番図データを更新するものであり、これは、道路台帳図の補正を行うための基礎データとなるものである。 道路台帳の補正は、道路法施行規則第4条の2第5項の規定により速やかに行う必要があるため、当課では別途業務委託により年3回に分けて発注しており、初回の発注は4月下旬を予定している。発注にあたっては、補正内容を適切に反映させるため、最新の地番図データを委託業者へ提供する必要があるが、財政局で更新した地番図データが利用可能となるのは4月1日であるため、同日以降、速やかに当課の地番図データを更新する必要がある。そのため、地番図及び道路台帳図両方における十分な処理能力を有する業者が不可欠である。 随意契約の相手方として審査対象となる(株)ティー・ユー・シーは、財政局が運用している地番図のデータ更新業務を受託していることに加え、本業務を平成23年度より受託していることから、地番図及び道路台帳図の両データに深く精通している。また、道路台帳図用地番図データの作成にあたり、独自の作業ツールを構築しているため、短期間での作業が可能となっており、本業務を適正かつ遅滞なく処理できる知識、経験及び技術を有している。 以上のことから、(株)ティー・ユー・シーは、本業務の目的を達成するための条件を満たしており、それが同社1社に特定されることから同社を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 総務部道路認定課 011-211-2457 |
| R7.4.30 | 公共土木積算システム保守運用業務その1 | 株式会社コンピュータ・システム研究所 | 1,714,680 | R7.4.15 | R7.4.15 ~ R8.3.31 | 「公共土木積算システムARIES」は、札幌市土木工事積算基準及び札幌市工事等適用建設資材単価表にも準拠しており、本市工事の入札参加者に広く利用されていることから、建設局土木部所管の工事発注において積算ミスを防止するための確認作業に活用している。 当該積算ソフトは、左記業者がバックアッププログラムの著作権を有しており、初期設定、導入、単価データの更新、トラブル発生時のバックアップ等の保守運用を行うことができる唯一の業者であり、他の業者の履行が不可能である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者を特定者とした随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部業務課 011-211-2612 |
| R7.4.16 | 路面空洞調査業務(道道真駒内御料札幌線) | ジオ・サーチ株式会社 | 13,090,000 | R7.4.7 | R7.4.7 ~ R7.7.18 | 本業務は、令和7年2月26日に道道真駒内御料札幌線で発生した道路陥没に係る原因特定までの間の安全確保のために行う路面空洞調査について、令和6年度に引き続き、令和7年度においても継続的に実施する必要が生じたために行うものである。 左記の者は、令和7年2月27日から令和7年3月28日を契約期間とする同一内容の業務を履行中であり、引き続き本業務を履行させることにより、資器材の確保や現地確認、既存データの分析等に要する作業を削減でき、速やかに現場作業に着手できるほか、他の者が行う場合に比べ15%程度の費用削減が図られることから、競争に付するよりも有利と認められる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) | 建) 土木部道路維持課 011-211-2632 |
| R7.4.16 | 不動産の表示に関する登記等委託業務(単価契約) | 公益社団法人札幌公共福祉登記土地家屋調査士協会 | 80,000,000 | R7.4.3 | R7.4.3 ~ R8.3.31 | 当該業務は、土地家屋調査士に専任される不動産登記及び登記に必要となる測量業務を主とした緊急的及び短期的な業務の履行をしなければならぬため、その業務の地域特性や業務を履行するうえでの手続きを十分熟知し、業務を継続させ、遅滞無く迅速な対応が必要である。 公益社団法人札幌公共福祉登記土地家屋調査士協会は土地家屋調査士法に定める団体であり、当該業務の経験・知識・能力を有し、その専門性・広域性を活用して緊急的に業務を遂行することができる唯一の団体であることから特命とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 建) 土木部管理測量課 011-211-2562 |
| R7.4.16 | 排水機場等河川管理施設総括監理業務 | 一般財団法人札幌下水道公社 | 4,356,000 | R7.4.3 | R7.4.3 ~ R8.3.31 | 札幌市が維持管理する排水機場等の点検整備業務及び修繕業務等について、札幌市に代わり管理監督する業務である。指名に当たっては、機械・電気設備に関する専門的な知識を有し、ポンプ施設等下水道施設の履行管理の実績、点検整備結果から設備の健全度を総合的に評価する能力及び点検整備業務等の履行業者を的確に指導できる能力が必要である。 一般財団法人札幌下水道公社は、これまで下水道事業において、処理施設の総括監理業務の実績があり、排水機場のポンプ施設と類似の監理業務に関するマネジメント能力、知識、経験を備え、当該業務を確実に履行できること、また公的な立場で札幌市の事業を補充・代行することができる唯一の団体であることから特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415 |
| R7.4.23 | 新川水再生プラザ開渠用電磁流量計点検業務 | アルファテクノス株式会社 | 1,364,000 | R7.4.15 | R7.4.15 ~ R8.3.31 | 本件は、(株)ソニックが設計及び製造した開渠用電磁流量計検出部の清掃及び変換器の校正などを行うものである。 本業務の履行にあたっては、製造業者占有の技術及び知識が必要であり、製造業者が設定した業務手順・作業方法によるなければ、整備後の機器が正常に作動しない恐れがあるため、製造業者が指定する保守会社以外では適正な履行が見込めない業務である。 したがって、履行可能者は製造業者が指定する左記業者に限定されるため、特定することと致したい。 (地方公共企業法施行令第21条の13第1項第2号) | 下) 新川水処理センター 011-611-5305 |
| R7.4.23 | 令和7年度市営住宅保全業務 | 一般財団法人札幌市住宅管理公社 | 201,932,500 | R7.4.10 | R7.4.10 ~ R8.3.13 | 本業務の対象となる工事は、本市が発注する公共事業の性格を持っていることから、「公共事業の品質確保の促進に関する法律」に則り、以下の1から3の条件を厳格に守る必要がある。 1 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有すること。 2 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。 3 発注関係事務を公正に行うことができること。 公社に当てはめて検討すると、公社は 1 昭和52年の設立以降、一貫して市営住宅や学校などの修繕や管理に携わり、火災住戸をはじめとした規模の大きい修繕業務についても受託してきている。 2 市営住宅入居者・自治会との連絡調整の経験や本市から受託している市有建築物の保守業務により、市営住宅の保全を行っていくうえで必要なノウハウの蓄積ができており、法令の遵守及び秘密保持の体制も十分に整備されていることから、円滑な業務の遂行が可能である。 3 公社は本市の出資団体(出資割合50%)であり、談合等の防止に関して、「入札談合等関与行為防止法」に基づく刑事罰が適用されるため、談合等に対する抑止力・牽制力が期待できる。(民間事業者は刑事罰が適用されない) 以上から、公社は、本業務を公正かつ効率的に行うことができる唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 都) 市街地整備部住宅課 011-211-2807 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|---|-----------------------|---------------|---------|--------------------|--|-------------------------------|
| R7.4.23 | 市有建築物保全業務 | 一般財団法人 札幌市住宅管理公社 | 2,027,469,400 | R7.4.3 | R7.4.4 ~ R8.3.31 | (一般財団法人)札幌市住宅管理公社(以下「公社」という。)は、市民の住生活環境の向上に必要な事業や市営住宅の管理に関する事業などを行うことを目的に、昭和52年に本市が100%出資して設立された財団法人で、平成8年度には保全部を新設し、学校を中心に定期点検や修繕等の保全業務を受託し、その集約化を図るなど、計画的、効率的な業務執行に努めてきた経緯がある。 本業務は、市有建築物(学校、市営住宅を除く)の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持っていることから、本業務の委託に当たっては「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」で定められている発注者の3条件、1、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有している、2、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されている、3、発注関係事務を公正に行うことができることを基本的な要件としたうえで、さらにこれを担保するために4、市のチェックコントロールが効くこと、5、事業の継続性が図られることを加えた5点を要件としたところである。 民間事業者は、基本的要件に対し、談合等の防止に関しての刑事罰を科すことが出来ないなど、抑止力・牽制機能が不十分であり、さらに4、5の要件についても市が関与・判断するための新たな取組体制が必要となるが、公社は上記の要件を全て満たしており、さらに本市から受託する類似業務(学校保全)を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。 以上の理由から、左記団体に特命する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 都) 建築部建築保全課 011-211-2816 |
| R7.4.30 | 令和7年度耐震診断等補助事業関連業務 | 一般社団法人北海道建築士事務所協会 | 12,100,000 | R7.4.9 | R7.4.9 ~ R8.3.13 | 左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等」を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。 以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている参加資格者ではない。) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 都) 建築指導部管理課 011-211-2859 |
| R7.4.30 | 令和7年度木造住宅耐震診断員派遣事業関連業務(単価契約) | 一般社団法人北海道建築士事務所協会札幌支部 | 15,935,700 | R7.4.9 | R7.4.9 ~ R8.3.13 | 左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等」を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。 以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている参加資格者ではない。) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 都) 建築指導部管理課 011-211-2859 |
| R7.4.30 | 回転翼航空機(レオナルド式AW139型)の航法データベース更新業務 | 株式会社海外物産 | 3,730,870 | R7.4.17 | R7.4.17 ~ R8.3.31 | 航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第5条の4に基づき作成した当局の回転翼航空機(レオナルド式AW139型。以下同じ。)の飛行規程において、航法データベースについては、最新版であることを規定しています。 また、当局の回転翼航空機に装備している飛行管理装置【FMS(Flight Management System)：飛行条件に応じて運航コスト上最適な速度や経路を計算し、それに基づき離陸から着陸までエンジン出力調整や操縦等の飛行管理を自動的に行う装置】のマニュアルにおいて、ハネウェル社製航法データベースを使用することとされています。 そのため、今回、航法データベースを更新するに当たり、ハネウェル社製航法データベースをダウンロードする必要があります。 なお、日本国内において、ハネウェル社製航法データベースの販売を承諾されているのは、株式会社海外物産が唯一の企業となります。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R7.4.16 | 中央区自転車等誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 10,619,000 | R7.4.4 | R7.4.7 ~ R7.11.28 | 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 中) 土木部維持管理課 011-614-5800 |
| R7.4.23 | 北区自転車等誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 18,865,000 | R7.4.7 | R7.4.9 ~ R7.11.28 | 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在が札幌市内にあるもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 北) 土木部維持管理課 011-771-4211 |
| R7.4.16 | 東区自転車等誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 9,765,000 | R7.4.3 | R7.4.8 ~ R7.11.28 | 軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 東) 土木部維持管理課 011-781-3521 |
| R7.4.16 | 豊平区自転車等誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 10,780,000 | R7.4.10 | R7.4.14 ~ R7.11.12 | 軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 豊) 土木部維持管理課 011-851-1681 |
| R7.4.16 | 西区自転車等誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 9,369,500 | R7.4.10 | R7.4.14 ~ R7.11.21 | 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 西) 土木部維持管理課 011-667-3201 |
| R7.4.23 | 手稲区自転車等誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 6,992,999 | R7.4.3 | R7.4.7 ~ R7.11.30 | 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 手) 土木部維持管理課 011-681-4011 |
| R7.4.30 | 令和7年度図書館電算システム用機器再々リース | NECキャピタルソリューション株式会社 | 4,449,357 | R7.4.1 | R7.4.1 ~ R7.12.31 | 令和7年3月31日をもって再リース契約期間が満了する図書館電算システム用機器については、次期システムへの更新が令和7年12月末となるため、令和7年4月1日以降も機器を継続して使用するために再々リース契約を締結する必要がある。これを提供できる業者は1社のみであり、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に該当するため、同社を特命する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330 |